

## 令和5年度 研究活動の不正行為防止実施計画

「旭川医科大学における研究活動の不正行為防止計画」に基づき、防止計画を具体的に推進するため、令和5年度の不正行為防止実施計画を次のとおり策定し、実施する。

### I. 不正を事前に防止するための取組

- (1) 教職員の意識の浸透を図るため、コンプライアンス推進責任者を通じて、コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理（誓約書の徴取を含む）の徹底を図る。
- (2) e-ラーニングシステム等を引き続き活用し、コンプライアンス教育を含む研究者教育の充実を図る。
- (3) 他機関等の不正事例発生要因を踏まえ、内部監査やコンプライアンス教育等を実施することで不正発生の防止に努める。
- (4) 本学教職員に係る不正行為の内部及び外部告発等受付窓口について、告発のみでなく相談窓口として利活用できることを周知し、研究者が報告・相談できる環境であることを浸透させ、不正発生の抑止につなげる。

### II. 組織内の責任体制の明確化

旭川医科大学の研究活動における不正行為防止及び公的研究費の管理・運営体制に関する規程に規定する最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の責任体制のもと、適正な運営管理を行う。

### III. ルールの明確化と周知徹底

- (1) 研究上の不正行為・研究費の不正使用防止のための説明会や研修会を通じ、継続的に意識向上を図る。
  - ① 教職員等に、e-ラーニングシステム等による研究者倫理講習の受講を義務付けるほか、必要に応じて不正防止関係の研修会を開催しコンプライアンス意識の向上を図る。
  - ② 不正に関与した者は、研究費の不交付や返還、応募制限等の罰則、就業規則に定める懲戒等の対象となる事について教職員等の認識・理解を深める。
- (2) 「研究活動に関するハンドブック」について、適宜見直しを行い、大学院入学者ガイダンスや研究上の不正行為・研究費の不正使用防止のための説明会時等に案内、大学HPへの公開を行う等周知徹底することにより、コンプライアンス意識の向上を図る。
- (3) 研究不正等に係る大学HPのコンテンツについて、職員等へ最新情報を迅速に提供できるよう適宜更新・周知を行う。

### IV. 研究費の適正な予算執行管理

コンプライアンス推進責任者は、定期的に予算執行状況確認を行う等、適正な予算管理を行う。

### V. 納品検収体制における実効性の維持

本学の「検収センター」を中心とした、納品検収体制について、引き続き検証を行いその実効的な運用を維持する。

- (1) 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収の体制及び方法について、ルールに基づき運用する。
- (2) 換金性の高い物品を、適切に管理する。

### VI. 雇用と謝金の運用の適正化

非常勤雇用者（謝金雇用も含む）の雇用管理については、担当課が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出退勤・勤務内容の確認等を行う。

### VII. 旅費支給ルールの明確化と運用の適正化

研究者から用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等を提出させることを周知徹底し、研究者の出張計画の実行状況等を担当課で把握・確認する。

#### Ⅷ. 全学的モニタリングの実施

- (1) 設備・備品（固定資産）については、現品確認を行い、また、少額備品及び換金性の高い物品については、無作為に抽出し、使用状況、管理方法の確認を行う。
- (2) 内部監査部門は、研究費に関するモニタリングを行い、定期的に支出内容の妥当性について検証を行う。
- (3) 内部監査部門は、不正発生要因に応じた監査計画を立案し、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を行う。
- (4) 監事、監査室及び会計監査人は定期的に情報交換を行うことで、情報の共有に努め、不正行為防止のための対応策や監査の手法等について、相互に検討し、効率的かつ実効性のある監査を行う。